

過去の募集による質問及び回答（特定施設入居者生活介護）

No.	質問	回答
1	規模及び構造設備について「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」・「兵庫県有料老人ホーム設置指導要綱」の県指針と国指針とでは相違部分がありますが、どちらの指針・要綱を満たした規模及び構造設備とすれば良いのでしょうか。	「尼崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」、「尼崎市有料老人ホーム設置指導要綱」に準拠してください。
2	提出書類である「役員の履歴書、身分証明書」について、身分証明書とはパスポート、運転免許証の類のことでしょうか。	身分証明書とは、後見の登記の通知を受けていないこと、または破産の宣告の通知を受けていないことを証明するものです。請求する所は、本籍のある市区町村です。
3	「有料老人ホームの設置が市町の介護保険財政に与える影響評価」とは、どのような内容のものを指しているのでしょうか。具体的に教えてください。	決まった様式または項目等はありませんので、貴法人で設置する有料老人ホームが尼崎市の介護保険財政に与える影響評価を作成してください。
4	同一敷地内で介護事業を併設する場合、その計画内容について、申し込み書類に添付する必要がありますか。	設計図面など特定施設に影響があるものについては、提出書類に反映させておいてください。ただし、併設施設の人員配置等影響のないものについては添付の必要はありません。
5	提出書類に「保全措置をすでに講じている場合は、それを証する書類」とありますが、保全方法としては「有料老人ホーム協会の入居者基金制度」に加入予定（現在通営中の他施設で実績があります）ですが、実際に基金に加入した証が発行させるのは、有料老人ホーム事前協議が終了した段階です。 今回のような公募の段階では加入できない為、証の提出はできませんがどうすれば良いのでしょうか？	入居者への返還債務の保全方法の概要と加入予定の確約書類を提出願います。
6	募集要領 4 施設計画策定の条件の定員について、募集定員数に拠らない場合はそもそも応募ができないのでしょうか。	募集定員数は、尼崎市介護保険事業計画に掲げる施設整備計画に基づいて決定しています。 基本的には、施設整備計画の範囲内で整備促進を図っておりますので、募集定員数を超えるお申込は受付することができませんので予めご了承ください。

過去の募集による質問及び回答（特定施設入居者生活介護）

No.	質問	回答
7	ヒアリング時の出席者について、当法人の代表取締役がヒアリングに参加できない場合、代理出席者は取締役などの肩書きを有する者でなければならないでしょうか。 また、開設後の運営を支援するコンサルティング会社の出席は可能でしょうか。	出席者の要件は特に定めておりません。法人の基本理念や運営方針などを含め、今回の応募内容等について十分に説明できる方の出席をお願いします。